

第 5 回 幌 延 町 教 育 委 員 会 議 会 議 録

日 程	令和 5 年 6 月 5 日	開会 10 時 30 分 閉会 12 時 00 分	場所	役場 3 階 委員会 議室
出席委員	委員 澤 谷 敦 美	教育長 青 木 順 一	参与	田村主幹
	委員 前 田 雅 信			会議録作成者 伊藤教育次長
	委員 佐 藤 友 子			
青木教育長	<p>只今から第5回幌延町教育委員会議、開会いたします。          本日の出席教育委員は3名となっております。          会議時間の決定につきましては、大体1時間程度を目処に進めていきたいと考えております。ご協力お願いします。          前回会議録の署名につきましては、出席委員にいただきました。          会議録作成の指名につきましては、伊藤教育次長にお願いしたいと思います。</p> <p>まず私からご挨拶ということで、皆さん改めましておはようございます。レジュメを配付していると思います。          小中学校での授業参観、授業改革、あと中学校の修学旅行が終わりました。小学校はこれからです。          運動会、寒い中出席本当にお疲れさまでした。          中学校は風が出ていました。          小学校は底冷えしていましたが、でも、楽しかったですね。子供たちの本当に活躍する姿っていうのは、あの行事を経験する中で成長していくのだろうなあとと思います。さっき教育長室の後ろの窓から見ていたら、キックボードで遊んでいる小学生いたので、今日は休みなのだなあとと思いました。          あと保護者、地域住民の白熱する姿を見られたと思います。          その間ですけども、レジュメに書いてあるとおり5月10日スポーツ推進会議開催されました。          部活動の地域移行と、あとスポーツ大会について、協議させていただきました。          5月15日、町内会長会議、次長に出させていただきましたけど小中一貫校についてということで、説明、討議、質問を受けたということです。          あと5月24日、社会教育委員会議、今年度の社会教育の事業について、説明、協議を行いました。          委員の皆様におかれましても、いろいろ感じているところはあるかなと思います。ちょうど今、アップデートの時期ということで、新しい学習指導要領になり、令和の日本型学校教育、答申、A Iが出てくるなど、予測困難な時代、これから生きていく子供たちをどうやって育てていくかというところを、文部科学省、経産省、文化庁も考えているところです。          そのような教育に携わる者として、いろんな情報が今入ってきていますので、そういったところを素早くキャッチして対応していくということが、これからの子供たちのためにすごく大事なことだと感じています。          予測困難な時代を生き抜いていくことができる指導、それが今求められています。          本当に困るのは、卒業した後です。</p>			

幌延から出て、社会に出たりとか高校に行ったりしたときに、困難な局面にあったとき、今までのあれやりなさいこれやりなさいというように手取り足取り育ててきた子供たちにとっては、これからの時代というのは本当に自分で考えていかなければなりません。

周りをうまく活用しながら、判断し決定して行動して、自立と協働、周りのことを尊重する子供たちを育てていく必要があるのではないかなと思います。自立という自ら考え判断し決定し行動していく子供たちを育てていかなければ、本当に大変なことになっていきます。

自立してない状態はどういうことかというのは色々な本で出ているのですが、うまくいかないときに人のせいにしてしまう。

例えば、テストでよい成績がとれなかったときに、先生の教え方が悪い。学校教育が不十分だから、塾に通っていないからとか、そういうことを子供たちが言うてしまう。

その背景には、きっと教員や保護者などの大人が子供に対して手をかけ過ぎ、あれこれと指示を出してしまうという現状があったのではないかなと思います。

僕らも教員としてやっていたときにはそうでした。つまりかないように全部整理して歩かせていました。学校行事もそうです。

子供たちにきちんと、恥をかかないよう、失敗しないように線路を全部引いてそこを歩かせる。

そういう教育をしてきた結果、サービス過剰な環境に慣れて受動的な姿勢で育ててきた子供は、自分で考える力が欠けてきているのかと思います。

指示されて当たり前前の状況、誰かの言うとおりにやったのに、よい結果が出ないと、その体験を通してうまくいかないときには、人のせいにしてしまう、そんな人間が大人になっても自立出来ない。

今までは局にいたので、子供たちがかなり遠かったのですが、学校にいれば、もっと身近に感じたのだらうと思います。

教育委員会に来て、地域の方とか保護者の方、校長先生、あと先生方と話しているときに、まさにそういうところは、今後懸念されるかと思いました。

変わるってということについて、そこに学校法人湘南学園の住田昌治さんという校長先生、非常に有名な校長先生です。サーバントリーダーシップ、なるべく、学校経営に対して、口を出さない、先生方に任せる。

そういうことをしている方が書かれている言葉ですが、前例踏襲というのは今までやってきたことですから自信がありまし安心です。学校は前例踏襲、昨年同様が大好きです。

ただ、変わるためにはすごいエネルギーがいるものです。変わろうと思えるような感情になれば、一步踏み出すことができるのですが、教育者として、1番最後ですけれども、子供が変わる様子を考えればいいのではないかなと思います。

子どもを真ん中に置くことです。大人の事情はどうでもよいのです。

子供たちがどう考えているのか、その辺を、教育委員会としてはじっくり考えて、子どもを真ん中に据えて、子供たちどう考えているのだらうというところから話を進めていく必要があります。

そのようなところで最近、校長会教頭会、いろんなところでお話しさせていただく機会がありまして、感じていることをお話しさせていただきました。

1つ目ですが、新型コロナウイルスの通知が今まで沢山出てきたことは、ご存じだと思います。

全部廃止になりました。というのは5類になったということです。

ただの通知として最後出てきたのが、169号、中身はそこに書いてあるとおりです。1つは児童生徒指導、ウイルスがなくなったわけじゃないからきちんとしてくださいということです。

2つ目は、清掃をきちんとやりましょうということが出ていました。ごみごみしないようにしたり、換気をしたり、そういうところも大事です。この通知からポストコロナの今の子供たちには何が大事なのか。

1つ言葉が出てきます。危機回避能力を指導していくこと。自分で危機を回避していく。つまり、先程の自律と同じで、自分で考えて判断し、ものをどんどん改善していく。自分で考えて手洗いうがい、人混みを避けたり、マスクをつけたり、判断を、自分でやること。

小学校低学年は難しいかもしれませんが、中学生、中高学年についてはポストコロナを考えさせる。

自立しない子供と先程言いましたが、周りの人にマスクしたほうがいいよ、あそこ行かないほうがいいのかと言われるような子供だと脅威にさらされてしまう。これは通知が出ましたので、是非、子供たちに危機回避能力をつけるように前の校長会で言っております。

3つ目です。

最悪の事態を想定した学校経営、学校運営について校長会教頭会でお話をしています。

最近酷いです。ミサイル、地震もある。不審者凶悪事件、強盗、発生しています。

そのような中で、放送報道で見るのが、こんな静かなまちなのか、こんなことする人には見えなかったとか、いつも明るく挨拶してましたというような定番の報道がよくあります。

時間が流れるといろいろ出てきます。こんな人でした。SNSにこんなことを投稿してました。小さい頃こうでした。家庭の中で借金がありました。金銭トラブルがありました。

そこでこの前、校長先生方にハインリッヒの法則をお話しました。1つの重大な事故が発生する背後には29件の軽傷の事故があつて、さらにその背景には300件のヒヤリハットがある。

そういう事件が全部繋がって行って最後1件大きい事件に繋がっている。

ですから、細かいヒヤリハットを、その辺を見逃さないように校長先生、管理職として、先生方も子供たちも見たい。

確かにそうですよ。

実際にあったのが、留萌管内の学校で、階段でいつも転ぶ。小学校です。

その階段だけ段差が違うということがきちんと測って分かり、全面的改修したことでそういうことがなくなった。

そういうところで、きちんと見て、細かいところも見逃さないで、子供たちのためにきちんと見ていきましょうと話しました。

4つ目、臨時議会が5月25日にありました。うちに関係したのは総合体育館の自家用発電機等改修工事について。もう古くなって動いておりませんでした。

その辺どんな議会論議があつたか、次長から簡単に説明してもらいます。

伊藤次長

はい。

総合体育館の自家発の関係について今年の6月の補正で、実施設計を上げたときに、いろいろと説明させていただいたので簡単に質問がどのような内容だったのかですけども、何キロワットだったのを何キロワットにするのかというような質問がありましたので35を46にしますというようなこととお話をさせていただいております。

外に供給できるのかというような質問も出たんですけども、あくまでも自家発で、体育館だけの発電機ですという回答をしております。

今までは貯水槽の水をくみ上げるためのものだったんですけども今後については、避難所になった場合に電気を供給できるようになりますと

<p>青木教育長</p>	<p>というような回答をしております。 以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。 以上、長くなりました挨拶と近況と学校への指導内容、挨拶代わりにお話いたしました。 今まで何かございますか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>はい。 先程、教育長言った最悪の事態を想定ということですが、今いろいろなところで熱中症で何人か搬送されたということで、これから、暑くなると思うので、その辺やっぱり気をつけていただきたいなと思います。 今年の夏はどうなるか分からないですけれども、学校の方でも水分補給なり、暑かったら涼しい場所に行くとか、対策を。 よく報道されているのが、教室が2階で、子どもは踏み台とかがあれば、その窓に行こうとする。そして、窓から落ちて、怪我をするということもあるので、いろいろと想定して子供たちは発想力が違うので、大人はこうしないだろうと思っても子どもが違うところ、危険なところがあると思うので、そういう点検も含めてお願いしたいなと思います。 あと聞きたいのが、今地震も多いですし、ミサイルもいつ発射されて、どうなるのか分かりませんが、非常食の備蓄はいろいろな場所に保管されているのでしょうか。</p>
<p>伊藤次長</p>	<p>非常食等については、役場の防災担当の方で、配備しているのですが、学校にもあるのですが、学校にどれだけあるっていうのは今資料がないので分かりません。 数は把握出来ていないので、全体的な管理については総務課の防災担当がしておりますので、学校からたまに非常食の賞味期限について連絡が来るので、学校はきちんと押さえています。 現状、一応、毛布とか、そういうものはあります。 あと旧保育所に、エアベッドですとか、防災の道具は保管してあります。役場の倉庫にも配備をしてあるところです。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>今児童クラブでもミサイル発射された場合の対応について、安全マニュアルを作っている最中ですが、そういう非常食みたいなものは学習センターにもあるのでしょうか。</p>
<p>田村主幹</p>	<p>学習センターにはないので、何かの災害で避難場所になったときには、防災担当の方から、備蓄倉庫、旧保育所のほうから、運んで、会場設定するのでセンターにはないです。 すぐ運べる状態には、防災と連携している状況です。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>児童クラブも夏季とか、冬季には朝から利用しているので、昼ぐらいにミサイルとなれば、お弁当を持っていない子たちもいるので、家に帰れないことになると思います。 そういうときは、連絡したら、その状態によって、配備されるようなことはできないでしょうか。</p>
<p>伊藤次長</p>	<p>防災の方でどういう判断するかというところにもなりますけども、以前上幌開進のところで雨が酷くて、2年ぐらい前、避難勧告出て、学習センターで受け入れるということで、夜に委員会の職員総出て、避難所を設置したときには、今主幹が言ったように、エアベッドや毛布、救急箱、そういうものを学習センターに運んで開設しているというようなことにもなっております。一応もしそうなった場合で身動きとれないとい</p>

<p>青木教育長</p>	<p>うことになれば、そのようなことも有りうるというふうには思っております。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>熱中症、教室のチェックについては、来週校長会がありますので、再度チェックいたします。</p> <p>学校でも危機管理マニュアルを作っておりますので、熱中症のときにどうなるのかとか、再度、チェックするようというところは、先程言ったハインリッヒの法則ではないですが、暑いときに事前に、予兆が見られると思いますので、早く判断して子どもの命を守るように進めてもらうように話をいたします。</p> <p>備蓄の話もありましたけども総務財政課の防災担当でやっておりますが、是非、児童クラブでも、自分たちで水を用意したり、要らない毛布を自分で用意したりというの、自律ではないですが、これからどれだけ行政が対応するか分からないので、自分たちでも少し用意しといたほうがよい感じがします。</p> <p>他よろしいでしょうか。</p> <p>では、委員会のほうを続けたいと思います。</p> <p>諸般の報告につきましては、議案書の会議日程表の次のページの紙面においてご報告したいと思います。</p> <p>いろいろな行事に出席しております。見ておいてください。</p> <p>それでは協議事項に入りたいと思います。</p> <p>本日の議題ですが、報告案件が4件、協議案が7件とありますが、時間はかからないと思います。</p> <p>早速ですけどもそれでは報告第1号幌延町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について上程したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>伊藤次長</p>	<p>報告第1号「幌延町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。</p> <p>幌延町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱については、幌延町放課後子ども教室運営委員会設置要綱に基づき委嘱しましたので、ご報告いたします。委員の任期は令和5年5月1日から令和6年3月31日までとなります。</p> <p>4月25日に開催いたしました第4回教育委員会議でお話ししておりましたが、幌延小学校PTAより代表者の推薦がありましたので、追加で委嘱しております。</p> <p>今回、委嘱した方ですが、梶淳です。梶氏については、今年度より幌延小学校PTA会長として、活動されております。</p> <p>以上、報告第1号「幌延町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。</p>
<p>青木教育長</p>	<p>只今説明ございました報告第1号につきまして、質問、意見がありましたらお受けしたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>青木教育長 各委員</p>	<p>それでは只今説明のありました報告第1号につきまして、報告のあったとおり、承認することよろしいですか。</p> <p>はい。</p>

青木教育長	<p>異議なしと認めまして、承認いたします。</p> <p>では、報告第2号幌延町学校運営協議会委員の委嘱について、上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
伊藤次長	<p>幌延町学校運営協議会委員につきましては、幌延町学校運営協議会規則第8条第1項において、構成委員が定められており、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、対象学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が認めた者となっております。また、第9条第1項において、委員の任期は任命の日から同日の属する年度の末日とし、再任を妨げないとしております。</p> <p>このたび、令和5年3月31日で前委員の任期が満了となったことから、新たに、委員を委嘱したくご協議いただくものです。</p> <p>はじめに、幌延小中学校運営協議会の委員ですが、幌延小学校長及び幌延中学校長より18名の方の推薦がありました。表をご覧ください。</p> <p>新任となるのは、まず、表の3段目、奥山純基氏、幌延中学校PTA会長です。次に、4段目、梶淳氏、幌延小学校PTA会長です。次に6段目ですが、伊山英貴氏幌延町スポーツ少年団本部・本部長です。次に、16段目ですが、渡部真由美氏、幌延小学校の教務です。</p> <p>以上、4名が新任で、その他の皆さんは再任となります。任期につきましては、令和5年5月1日から令和6年3月31日となっております。</p> <p>続きまして、問寒別小中学校運営協議会の委員の委嘱ですが、問寒別小中学校長より10名の方の推薦がありました。表をご覧ください。新任となるのは、まず、表の4段目、遠藤雅樹氏、問寒別連合町内会役員です。次に6段目ですが、秋山将氏、問寒別生涯学習センター所長です。最後に、10段目、中村智江氏、問寒別小中学校校長です。以上、3名が新任で、その他の皆さんは、再任となります。任期につきましては、令和5年5月1日から令和6年3月31日となっております。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
青木教育長	<p>はい、只今説明ございました第2号につきまして、質問、ご意見ございますか。</p> <p>よろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
青木教育長	<p>それでは、説明のあった報告2号につきまして、報告のあったとおり、承認することといたします。</p> <p>よろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
青木教育長	<p>それでは報告第3号、幌延町教育委員会外部評価委員の委嘱について上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
伊藤次長	<p>幌延町教育委員会外部評価委員の委嘱については、幌延町教育事務執行の点検評価実施要綱に基づき、委嘱しましたので報告いたします。</p> <p>委員の任期は2年で、令和5年3月31日の任期満了に伴い、引き続き、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。</p> <p>1人目は、高木健太郎氏、北大天塩研究林の林長です。</p> <p>2人目は、富士元壽彦氏、前 幌延町教育委員です。</p> <p>以上、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしく願いいた</p>

	<p>します。</p>
青木教育長	<p>只今説明ございました報告第3号につきまして、質問意見ございますか。よろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
青木教育長	<p>只今説明のありました報告第3号につきまして、報告のあったとおり承認することとしてよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい</p>
青木教育長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めて承認いたします。      それでは続きまして報告第4号、幌延町第7次社会教育中期計画に係る令和4年度指標評価について上程いたします。      事務局より説明をお願いいたします。</p>
田村主幹	<p>報告4号「幌延町第7次社会教育中期計画に係る令和4年度指標評価について」ご説明いたします。      幌延町第7次社会教育中期計画に係る令和4年度指標評価についてですが、5月24日に開催いたしました令和5年度第1回社会教育委員会議において、審議し評価いただいております。      今年度、第7次社会教育中期計画3年目の評価となりますが、令和3年度と同様にコロナ禍の中、感染対策を講じながら事業を実施しており、評価についてご理解いただければと思います。      各施策の総合判定については、各施策の指標の判定に基づき行っており、人口割設定している指標については、令和5年3月末の人口2,160人、児童生徒割設定している指標については、小学校全校児童116人、中学校全校生徒55人でそれぞれ算定しております。      それでは別紙の資料を参照願います。      1ページ目の、政策1「幌延を知るための学びの場づくり」ですが、      施策1-1「多様な学習機会の拡充に努める」の、総合判定はCとして      います。      施策1-2「多様な学習機会を提供する」の、総合判定はBとして      います。      2ページ目の、政策2「地域の営みに参画できる仕組みづくり」      ですが、施策2-1「文化・スポーツを充実する」の、総合判定はDとして      います。      施策2-2「家庭・地域の子育てを支援する」の、総合判定はBとして      います。      施策2-3「住民の社会参画活動を促進する」の、総合判定はBとして      います。      3ページ目の、政策3「子どもたちの自立を促す環境づくり」      ですが、施策3-1「体験・交流活動を推進する」の、総合判定はDとして      います。      施策3-2「学校との連携を促進する」の、総合判定はBとして      います。      施策3-3「ボランティア活動を推進する」の、総合判定はCとして      います。      施策3-4「リーダー・指導者の研修機会を提供する」の、総合判定は      Dとして      います。      4ページ目の、政策4「次代に向けて挑戦し続ける風土づくり」      ですが、施策4-1「協働による生涯学習を推進する」の、総合判定はCと      して      います。      施策4-2「青少年活動を促進する」の、総合判定はBとして      います。</p>

	<p>施策4-3「コミュニティ活動を活性化する」の、総合判定はDとしています。</p> <p>施策4-4「スポーツと健康づくりを推進する」の、総合判定はCとしています。</p> <p>5ページ目の、政策5「学習活動の拠点づくり」ですが、施策5-1「社会教育・社会体育施設を整備する」の、総合判定はCとしています。</p> <p>施策5-2「社会教育・社会体育施設の利用を促進する」の、総合判定はDとしています。</p> <p>以上、報告第4号「幌延町第7次社会教育中期計画に係る令和4年度指標評価について」の説明とさせていただきます。</p>
青木教育長	<p>それでは只今説明がございました報告第4号について質問、意見ございますか。</p> <p>この前の社会教育委員会議でかなり吟味されています。</p> <p>何かございますか。</p>
澤谷委員	<p>コロナ渦で、人数のようなもので評価が下がっているのは仕方ないと思うのですが、そうではない部分で、何かもう少し努力出来たところはないのかと思います。</p> <p>例えばホームページの更新回数がAにはなっていますが、社会教育だよりとか体育館だよりとか広報とか更新はされているけども、更新日、すぐ更新されないということが多いように感じます。社会教育だよりは結構早いのですが、体育館だよりが少し遅いとか、広報は手元に来てから随分経っているのに更新されないとか、そういうことが少し気になります。</p> <p>そのような部分はコロナとかは関係なくて、努力すればできることだと思いますので、もう少しちゃんとやっていけるといいのにとする部分があります。</p> <p>この告知端末のところも、何%増とか何%減とかありますが事業がなかったらそれを入れられないと思います。</p> <p>そのような理由で評価が低いのは仕方ないと思うのですが、Dとつくと、あらと思ってしまうので、なかなかこういうのは難しいなと思います。</p>
田村主幹	<p>今仰られたように、社会教育委員さんからもご助言といたしますか、コロナ渦で、活動が減っている中で、実際児童生徒も町民も減っている中で、この設定が高いのではないかとということで、実際に事業をしていますが、結局その人数が少なければ、D判定で、すごくよいことをしているという部分では、もう少しアンケートを、評価を、事業ごとにとって、それで評価をしたらどうかというような意見もいただいております。総合計画、上位計画ですけども、そちらのほうの目標数値があるので、すぐに反映とはいかないのですが、もう少し指標の見直しを今年度図ったらどうかという意見が、社会教育委員さんからもありましたので、検討して、どこかのタイミングで、もしその見直しができるのであれば、そのような評価をできるように、Dばかりだとやりがいがないのではないかと担当者の意見あったので、検討していきたいなと思っています。</p>
青木教育長	<p>他にございますか。</p> <p>それでは只今説明のありました報告第4号につきまして報告のあったとおり、承認することよろしいですか。</p>
各委員	はい。



青木教育長	<p>異議なしと認めまして承認いたします。</p> <p>それでは次に協議案にいきたいと思います。</p> <p>協議案第1号、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における幌延町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する訓令の制定について上程いたします。事務局、説明をお願いします。</p>
伊藤次長	<p>協議案第1号、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における幌延町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する訓令の制定について、事務局よりご説明いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>本訓令につきましては、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、北海道立学校の学校職員に対し、職場内の接触機会の低減などを目的に必要な事項を定めた、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」の一部が改正され、令和5年5月8日より施行されたことに伴い、幌延町立学校に勤務する学校職員についても、同様の取扱いとするため、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における幌延町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>まず、第2条ですが、この要領の対象職員を、「妊娠中の職員で、保健指導等を受けた結果、主治医等から在宅勤務をするよう指導を受けたもの」と、そのほか「教育長が特に必要と認める職員」の2号構成に改めるものです。</p> <p>次に、第4条第2項ですが、5類移行に伴い休暇の種類が変更となることから、在宅勤務をする場合でも、年次有給休暇等の併用ができることに改めるものです。</p> <p>最後に、附則として、この訓令は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用するものです。</p> <p>以上、説明といたします。よろしく願いいたします。</p>
青木教育長	<p>只今説明ございました協議案第1号につきまして、質問意見ございましたらお受けしたいと思います。</p> <p>それでは議案第1号につきまして原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	はい。
青木教育長	<p>異議なしと認めて、原案の通り決定させていただきます。</p> <p>それでは、協議案第2号、修学旅行の引率業務等に従事する幌延町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令の制定について上程いたしますので、事務局、説明をお願いします。</p>
伊藤次長	<p>協議案第2号、修学旅行の引率業務等に従事する幌延町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令の制定について、事務局よりご説明いたします。</p> <p>本訓令につきましては、北海道立学校の学校職員に対し、校長が行う勤務時間の割振り等に関して必要な事項を定めた、「修学旅行等の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」が改正され、令和5年4月1日より施行されることに伴い、本町の町立学校に勤務する学校職員についても、同様の取扱いとするため、修学旅行の引率業務等に従事する幌延町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正しようとするものであります。</p>

	<p>お手元に配布した新旧対照表も、併せてご覧ください。</p> <p>まず、第2条の改正ですが、1月単位の変形労働時間制の対象業務が拡大され、第15項として、「指導要録の作成業務・学期末の評価業務」の定義を新たに追加するものです。業務の内容ですが、学校教育法施行規則に規定される指導要録の作成に必要な業務及び学期末に行う児童生徒の学習状況等について保護者に対して伝達するもので、いわゆる通知表の作成に必要な業務に関し、校長が指定する期間内に行う必要がある業務となっております。</p> <p>次に、第3条第1項ですが、地方公務員法の改正に伴い字句を整理するもので、規定中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を削る改正です。</p> <p>続いて、同条第2項の改正ですが、第15号として「指導要録の作成業務・学期末の評価業務」を追加するものです。</p> <p>附則として、この訓令は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。</p> <p>以上、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
青木教育長	<p>説明ございました協議案第2号につきまして、質問意見ございましたらお受けいたしたいと思えます。</p> <p>成績処理、通知表、それも今回入ってきました。</p> <p>よろしいですか。</p>
各委員	はい。
青木教育長	<p>それでは、議案第2号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	はい。
青木教育長	<p>異議なしと認めまして原案通り決定させていただきます。</p> <p>それでは、協議案第3号、幌延町学校給食アレルギー対応連絡協議会委員の委嘱について上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>協議案第3号、幌延町学校給食アレルギー対応連絡協議会委員の委嘱について事務局より、ご説明いたします。</p> <p>幌延町学校給食アレルギー対応連絡協議会委員につきましては、設置要綱第3条において構成委員が定められており、各学校長、各学校養護教諭、栄養教諭、給食センター所長、学校医、北留萌消防組合幌延支署職員、保健センター保健師その他教育委員会が必要と認める者となっております。また第4条において、委員の任期は2年とし、再任を妨げないと定められております。</p> <p>このたび、令和5年3月31日をもって前委員の任期が満了となりましたので、次のとおり委嘱したく、ご協議をお願いするものです。</p> <p>今回委嘱する方については、昨年度からの再任者8名と新任者3名、合わせて11名です。</p> <p>新たに委嘱した方は、表内3段目、問寒別小中学校校長の中村智江氏、6段目、問寒別小中学校養護教諭の品田亮子氏、10段目、北留萌消防組合幌延支署長の小川英樹氏です。</p> <p>任期につきましては、本日令和5年6月5日から令和7年3月31日までとなります。</p> <p>以上、協議案第3号の説明といたします。ご協議の程よろしくお願いいたします。</p>

青木教育長	只今説明ございました協議案第3号につきまして質問、意見ございますか。よろしいですか。
各委員	はい。
青木教育長	それでは議案第3号につきまして原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。 それでは議案、協議案第4号、幌延町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についていたします。事務局の説明をお願いします。
伊藤次長	協議案第4号「幌延町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。 幌延町学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、幌延町学校給食共同調理場設置条例に基づき委嘱しており、本年度は改選期ではありませんが、前任者の退任及び人事異動に伴い、3名を新たに委嘱したいので協議するものです。 今回、委嘱する方の氏名、生年月日等ですが、 1人目は、中村智江氏、問寒別小中学校校長です。 2人目は、梶淳氏、幌延小学校PTA会長です。 3人目は、植村祐貴子氏、幌延中学校PTA副会長です。 3名の方々については、前任者の残任期間での委嘱となり、任期は令和5年6月5日から令和6年3月31日までとなります。 以上、協議案第4号の説明といたします。ご協議の程よろしくお願いたします。
青木教育長	只今説明ございました協議案第4号について質問意見ございますか。 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。 それでは、協議案第5号、令和5年度幌延町社会教育推進計画について上程いたします。事務局の説明をお願いします。
田村主幹	協議案第5号「令和5年度幌延町社会教育推進計画について」ご説明いたします。 令和5年度幌延町社会教育推進計画については、平成31年度に策定の幌延町第7次社会教育中期計画に基づき、策定するものであります。本推進計画については、5月24日に開催いたしました令和5年度第1回社会教育委員会議において社会教育委員に説明を行っており、この度、ご協議をお願いするものであります。 それでは、お手元の令和5年度幌延町社会教育推進計画書をお開き下さい。 1ページから5ページまで、幌延町教育大綱、幌延町民憲章、幌延町教育目標、幌延町社会教育の基本方針・幌延町社会教育目標・第7次社会教育中期計画のスローガンや基本政策、第7次社会教育中期計画の施策と方向性として、基本政策を6年計画の柱とし、めざす基本施策、主な事務事業を記載しております。 6ページと7ページは、第7次社会教育中期計画のめざす基本施策の評

	<p>価指標を記載しており、本指標目標達成に向けて取組を行っていることとなります。</p> <p>8ページから17ページまで、今年度の社会教育推進事業計画を、1社会教育事業、2社会体育事業、3社会教育関係団体事業への支援、4社会体育関係団体事業への支援に分けて記載しております。</p> <p>8ページから12ページに、社会教育事業として、38事業記載しております。</p> <p>その中で、今年度、職員の人手不足により社会教育グループ担当職員が1名欠員状態のため、一部、事業等の縮小・見直しを行っております。</p> <p>8ページ2段目、生きがい教室を年6～7回から5回に、  8ページ4段目、ふるさと自然体験チャレンジ教室を9回から6回、  8ページ一番下、ふるさと動植物写真展の会場を幌学セから心象館に、  9ページ3段目、英会話教室を年8～10回を4回に、  10ページ2段目、心象館ギャラリー展を年5回から4回に、  13ページから15ページに、社会体育事業として、17事業記載しております。</p> <p>社会体育事業についても同様に、一部、事業等の見直しを行っております。</p> <p>13ページ2段目、体育協会移行事業の支援、歩くスキーの集いを中止、  13ページ3段目、水中エアロビを中止、  13ページ4段目、水泳教室の低学年を6日から3日に、一般を5日→3日に、  14ページ1段目、子ども運動教室を12回から9回に、  16ページに、社会教育関係団体事業への支援として、子ども会、PTA関係で8事業記載しております。</p> <p>17ページに、社会体育関係団体事業への支援として、体育協会関係で7事業記載しております。</p> <p>18ページと19ページは、事業毎に関連施策・指標を一覧表で記載しております。</p> <p>20ページから23ページは、資料編として、社会教育関係委員の会議研修活動等予定一覧と各委員名簿を記載しております。会議・研修・活動等予定一覧については、現在予定されている期日となります。</p> <p>最終の24ページは、社会教育Gの職員名簿、社会教育関係施設の連絡先を記載しております。</p> <p>以上、令和5年度幌延町社会教育推進計画についてのご説明といたします。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
青木教育長	<p>只今説明ありました協議案第5号について質問、意見ありましたらお受けしたいと思います。</p> <p>コロナも解けて、これからというところだったのですが、職員の数に欠員生じております。揃えばまた元に戻したいと考えております。</p>
田村主幹	<p>補足で概要を説明いたしますが、総合体育館の自家発の改修工事に伴いまして、12月の下旬から3月ですね、体育館が臨時休館になることが見込まれますので、その間の行事につきましては、関係団体等で、日程調整し、また代替施設を活用しながら進めていきたいと考えております。</p>
青木教育長	<p>ご意見ご質問ありませんか。よろしいですか。  調整しながらということになりますけど、一生懸命頑張っていきたい</p>

	<p>と思います。  それでは、協議案第5号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	はい。
青木教育長	<p>異議なしと認めまして原案の通り決定させていただきます。  それでは次、協議案第6号、「令和5年度教育費補正予算の要求について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>協議案第6号、「令和5年度教育費補正予算の要求について」事務局よりご説明いたします。  本案件は、6月19日開会の第5回幌延町議会定例会に提出したいので協議するものです。  別紙1の歳入について、今回の補正はございません。  次のページ、別紙2の歳出をお開き下さい。  10款、教育費予算総額561,530千円に174千円を増額補正し、561,704千円にしようとするものです。  補正の主な内訳としましては、  2項1目、小学校費・学校管理費の小学校総務費で、4月から新たに採用した問寒別小中学校の事務生が、幌延市街地在住のため、通勤費用の支給が発生したことにより、旅費174千円の増額補正です。  以上、ご協議のほど、よろしく願いいたします。</p>
青木教育長	<p>それでは今説明ございました協議案第6号ですね等につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお受けしたいと思います。  それでは、第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	はい。
青木教育長	<p>異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。  それでは、続いて協議案第7号教育行政の概要報告について、上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
伊藤次長	<p>協議案第7号「令和5年度教育行政の概要報告について」ご説明いたします。  本案件も、6月19日開会の第5回幌延町議会定例会に報告したいので協議するものです。  教育長から口頭により、学校教育及び社会教育に関し報告させていただくことになります。  まず、学校教育ですが、  町内の各学校における指定事業について、幌延小学校の「新しいかたちの学びの授業力向上推進事業」（道教委指定）、幌延中学校の「働き方改革推進事業」（道教指定）及び「人権教育研究推進事業」（文科省指定）、幌延中学校と問寒別中学校の「遠隔教育特例校制度」（文科省指定）、それぞれ指定を受け、調査研究を進めていること。  行事等では、コロナが2類から5類に移行された中、体育的行事では、5月28日に問寒別小中学校、6月3日に幌延小学校において運動会が、5月27日には幌延中学校で体育大会が実施されたこと、また、集団宿泊的行事では、修学旅行を、幌延中学校と問寒別中学校合同で5月9日から3泊4日で実施し、6月22日からの1泊2日で幌延小学校が実施予定となっております。ポストコロナの中、感染対策を行いながら各種学校行事に取り組んでいること。</p>

最後に、中体連関係の結果を報告する予定となっております。

次に社会教育では、

各社会教育施設は、5月8日以降、新型コロナによるイベントの開催制限等の要請は終了したが、引続き、感染予防対策を講じ、利用者の協力を得ながら、施設運営に努めていること。

各種社会教育・社会体育事業は、年間計画通りに実施する方向で進めて行くこと。

スポーツ少年団活動では、

まず、剣道少年団が、5月14日天塩町で開催された第53回天塩地区防犯剣道大会に出場。個人戦では小学1・2年の部で幌小2年・小林みわさんが優勝、小学5・6年の部で同6年・小林暖也さんが準優勝、同5年・梶朔さんが3位、中学生の部で幌中3年・加賀山友暢さんが優勝。団体戦では小学生低学年の部で準優勝、高学年は見事優勝。

続けて行われた、第72回北海道少年剣道錬成大会及び第65回「赤胴」少年剣道錬成大会予選会では、団体の部で優勝、個人の部で6年・小林暖也さんが準優勝し、団体・個人ともに7月23日に札幌市で開催される全道大会への出場権を獲得したこと。

次に、バレーボール少年団では、5月28日に稚内市で開催された、第43回全日本バレーボール小学生大会・北北海道大会稚内地区予選会の男子の部に「幌延ジーライズ」、女子の部に「幌延ウィングガールズ」が出場し、男女ともに準優勝したこと。

次に、野球少年団では、5月27日に稚内市で開催された、高円宮賜杯第43回全日本学童軟式野球大会兼第52回全道少年軟式野球大会・稚内支部予選に、猿払との合同チームで出場し3位になったこと。

野球少年団・中等部では、5月6～7日に札幌市で開催された、第13回全日本少年軟式野球クラブチーム選抜大会兼第34回瀬戸内少年軟式野球広島県交流大会北海道予選トーナメントに、宗谷ベースボールクラブの一員として、幌中3年・伊藤隼汰さん、同3年・金田煌冬さん、同2年・佐々木皓琥さん、同1年・早坂樹さんが出場し準優勝。8月26～27日に広島県で開催される第34回瀬戸内少年軟式野球広島県交流大会への出場権を獲得したことなどを報告するよていとなっております。

続きまして、行政報告資料についてですが、

1ページ上段の教育予算の執行状況では、教育費予算総額561,530千円に対し執行額36,282千円で執行率6.46%となっており、例年の1/2程度の執行率です。主な要因は、執行額は例年とさほど変わっていない状況ですが、投資事業の増により、歳入が大幅に増額となったためです。

1ページ下段の町立学校学級編成及び教職員数は、4月25日開催の第4回教育委員会議でご説明させていただいた数値からの変更はございません。

2ページ以降は、社会教育事業の状況や各施設の利用状況等、5月末における現況を載せておりますのでご覧いただければと思います。

以上、協議案第7号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今説明ありました協議案第7号について、質問、意見ありましたらお願ひします。

前半の学校教育社会教育で、何か漏れ落ちがもしあれば、後ほどでもいいですので教えていただければ。

委員会で把握しているのと皆さんが把握しているのと違いがあるかもしれないですし、あと文化系とか、情報があればお願ひしたいなと思います。

<p>田村主幹</p> <p>青木教育長</p>	<p>全道大会全国大会の報告がありましたけども、現時点では、当初予算で、全国分も例年より多くとっているのので、補正予算を合わせずに、現行予算で対応できる状況となっております。</p> <p>今後増えてきたときには、必要に応じて補正、予備費等で対応していくこととなります。</p> <p>他にございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは以上で提出された案件、全て終了いたしましたので第5回教育委員会議を終了させていただきます。</p> <p>以下、余白</p>
--------------------------	--

上記のとおり調整した。

令和 年 月 日

教育次長 \_\_\_\_\_

署名

委員 \_\_\_\_\_

教育長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_